

自己点検・評価報告書

令和8年6月

国立大学法人京都教育大学

はじめに

本学は、「人を育てる知の創造と実践を担う大学」という基本理念を掲げ、教員養成を主たる使命とする単科大学として歴史を積み重ねてきた。しかし今日、教育を取り巻く環境は大きく変化し、急速な情報化や生成 AI の進展、気候変動、国際情勢の不安定化、そして人口減少やそこから派生した地域間格差の拡大などにより、社会の不確実性は一層高まっている。社会環境が急速に変化する中、学校教育には、知識の習得だけでなく、多様な他者と協働しながら課題を発見・解決し、変化や困難に柔軟に対応できる「しなやかな適応力」(レジリエンス)を有する子どもたちを育成することが求められている。

その一方、このような資質・能力を備えた子どもを育むには、教員自身が高度な専門性と実践力を備え、多様な教育課題に対応できる専門職であることが不可欠である。本学は、複雑化・多様化する時代の要請に応えるため、「時代の要請に応じた学校教育のありようの追究」をミッションとし、「教員養成高度化の成果を広く社会に還元」することをビジョンとして掲げ、教員の育成を担う中核拠点となることを目指している。現在は、学部教育の充実に加え、京都府・京都市教育委員会との連携のもと、7大学による連合教職大学院を中核として、学部から大学院、さらには現職教員研修までを一体化した体系的な教員養成システムの構築を進めている。

第4期中期目標期間においては、数理・データサイエンス・AI教育などの現代的課題に対応した教育を推進するとともに、小中一貫教育や義務教育学校、小学校における教科担任制の導入を見据え、複数校種の教員免許取得を可能とするカリキュラムを整備している。また、附属学校の機能強化を図り、幼小連携、小中一貫教育、中高一貫教育を通して、子どもの発達を見通した教育実践を推進している。

こうした教育改革を支えるため、本学では教員養成と現職教員研修を一体的に推進している。具体的には、教職キャリア高度化センターや学びサポート室を中心に、オンライン研修コンテンツの提供、不登校や発達障害など特別な配慮を必要とする子どもへの支援研究、学校現場との実践的協働研究を展開している。加えて、京都府北部地域における教育振興や、地域の中核となる教員・管理職の育成にも積極的に取り組み、教員養成と現職教員研修の両面から地域社会に貢献している。

本学は、高度専門職としての教員(Professional Teacher)の育成と、教員養成高度化を担う地域の中核拠点としての役割を果たすべく、着実に改革を進めている。本報告書は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の設定した基準に基づいて実施した、自己点検・評価の結果を取りまとめたものである。今後も、教育研究の質保証と継続的な改善を通じて教員養成大学としての使命を果たし、その責務を着実に遂行していく所存である。

令和8年6月

学長 原田 宗彦

【自己点検評価・報告書を作成するにあたって】

本学では、中期目標・中期計画の達成に向け、年度計画の策定、実行、検証及び改善の各段階を通じた継続的な内部質保証の推進を基本方針としている。その実効性を確保するため、学長、理事、監事、副学長及び学長補佐を構成員とする拡大役員会を毎月開催し、各所掌事項に係る取組状況や課題認識、点検結果及び改善計画の進捗状況等について報告・共有を行うことで、大学全体としての内部質保証体制の維持・向上に努めている。

今回の自己点検・評価は、「京都教育大学における内部質保証の責任体制と手順についての申し合わせ」及び「国立大学法人京都教育大学における自己点検評価の実施要領」に基づき実施した。実施にあたり、まず同要領に定める自己点検・評価の実施方法のうち、「基本的情報の分析」及び「機関別認証評価の基準に係る点検」を対象として、令和7年12月に企画調整室のもとに設置されたIR専門委員会において手順の確認及び見直しを行った。その後、学長を室長とする大学評価室において、大学設置基準等に基づく各種情報を事務局各課から収集・整理し、分析を実施したうえで、その結果を役員会及び教育研究評議会において審議し、本自己点検・評価報告書を作成した。

本自己点検・評価を通じて、本学の教育研究活動及び大学運営の現状を検証するとともに、今後の改善・向上に向けた課題の把握を行った。自己点検・評価の結果については、役員会及び関係組織において共有し、必要に応じて改善方策の検討及び実施につなげることで、今後の内部質保証活動に反映することとしている。今後も、「京都教育大学における内部質保証の責任体制と手順についての申し合わせ」に定める内部質保証の手順について、より計画的かつ効果的な運用が可能となるよう、必要な仕組みの検討及び整備を進め、内部質保証体制の一層の充実を図る。

本報告書が、本学における教育研究活動及び大学運営の質の向上に資するとともに、今後の内部質保証活動のさらなる発展に向けた基礎資料となることを期待する。

目次

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準	4
領域 2 内部質保証に関する基準	10
領域 3 財務運営及び情報の公表に関する基準	14
領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	16
領域 5 学生の受入に関する基準	18
領域 6 教育課程と学習成果に関する基準	21

【領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準】

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【基準に係る状況】

本学は、学芸についての深い研究と指導とをなし、教養高き人としての知識、情操、態度を養い、併せて教育者として必要な能力を得させることを目的とする。

この目的の下に、大学の教育目的及び大学の研究目的を次のように定めている。

〔教育学部の教育目的〕

教養高き人としての知識、情操、態度を育成し、学校教育、社会教育、生涯学習等の広い教育分野で地域社会に貢献できる人材を養成することを目指す。

〔大学院連合教職実践研究科の教育目的〕

京都教育大学大学院連合教職実践研究科は、学部における教員養成教育と現職教員の教職経験の上に、教育の理論と教職実践を深く追究させることにより、教職に関する高度専門的な知識と実践的指導力を統合的に有する教員の養成を目的とする。

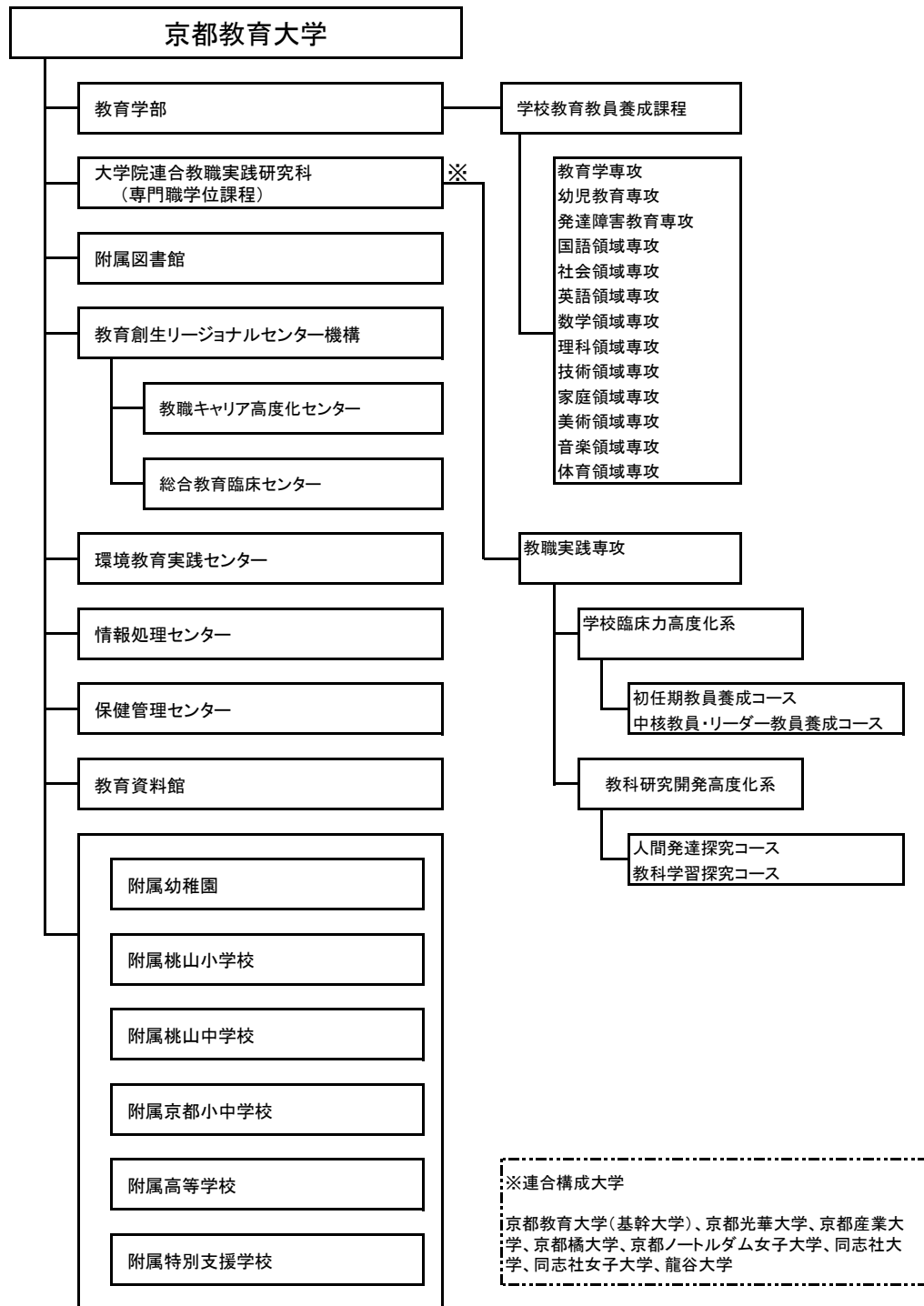
〔大学の研究目的〕

京都教育大学は「人を育てる知の創造と実践を担う大学」である。教育学部を擁する単科大学として、深い研究を通じた質の高い教育を為すとともに、教育に関する新しい知の創造と実践によって地域及び国際社会に貢献し、併せて責任と使命を自覚した実践力のある教員及び広く教育に携わる専門家を養成することを目指す。そのため、本学は、科学・芸術・スポーツなどの広い学芸を対象として、知を生み出す基礎研究、その成果を教育に活かす応用研究、さらに教育の場につなげる実践研究などの学術研究を推進することを目的とする。

本学の教育研究上の組織は、図表 1（京都教育大学組織構成図）のとおりであり、教育の実験、実証ならびに実習の機関として各学校種の附属学校園を設置し、また、専門職学位課程である教職大学院を私立大学との連合により設置している。これらの組織は、学部段階における教員養成、専門職大学院における高度専門職業人としての教員養成、それらの基盤となる基礎研究や実践的研究を一体的に推進する体制として、本学の目的に照らして適切に構成されている。

なお、本学は令和元年度に、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、大学評価基準を満たしていると認定された。また、大学院連合教職実践研究科は、教職大学院として一般社団法人教員養成評価機構による認証評価を令和 6 年度に受審し、評価基準に適合していると認定された。

京都教育大学組織構成図



図表 1：京都教育大学組織構成図（令和 8 年 3 月末現在）

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置されて機能していること

【基準に係る状況】

教育学部の専任教員は、教授 48 名、准教授 29 名、講師 12 名の計 89 名である（令和 8 年 5 月 1 日現在）。教育学部の学生定員 1,200 名に対し、同時点での在籍学生は 1,338 名であり、教員一名あたりの学部学生数は 15 名となっている。これに加えて授業等を担当する非常勤講師を約 120 名配置している。

大学院連合教職実践研究科では、学生定員 95 名に対し、教授 16 名、准教授 21 名の計 37 名の専任教員（本学雇用以外の教員も含む。）を配置している。

教員の年齢及び性別の構成は、著しく偏ったものになっていない。年代ごとの教員の分布は、30 歳代 16%、40 歳代 27%、50 歳代 24%、60 歳代 31%となっている。また、国立大学協会で作成された「国立大学における男女共同参画推進について－アクションプラン（2021 年度～2025 年度）－」において設定された 2025 年度までに女性教員比率を 24%以上に引き上げる達成目標に対して、本学における女性教員の令和 7 年度における比率は、26%となっており、当初の目標を達成した。

本学の事務組織については、能率的運営を図るため「事務連絡会議」を設置し、毎月 1 回を定例として開催するとともに、その下に事務組織の見直し等を行うワーキンググループを設けて自己点検を行っている。令和 7 年度末現在、事務局長の下に総務・企画課、学術研究支援課、附属学校事務課、会計課、施設課、教務課、学生課、入試課の 8 課を置き、附属学校を含めて事務系職員 131 名（常勤職員 84 名、非常勤職員 47 名）を配置し、適切な規模と機能を備えている。

本学の各法人室及び法人委員会等は、教員と事務職員の両者で構成されており、適切な役割分担のもと連携体制を確保している。

役員や副学長等の幹部職員については、国立大学協会が主催する各種大学マネジメントセミナー、シンポジウムや、課長研修に参加するとともに、学外会議出席等を通じて情報収集等を行うなどの取組を行っている。また、事務職員については、階層別研修や専門分野別研修に積極的に参加させており、さらに、全学事務系職員会議を継続的に開催するなど、能力の向上のための取組を組織的に行っている。

このように、教育研究活動の実施に必要な教員及び事務職員を適切に配置するとともに、研修等を通じた資質向上の取組を継続的に実施しており、教育研究活動等を展開するための体制は適切に機能している。

令和 8 年度統計ファイル

●所属毎の大学教員数(本務者)※5月1日現在

所属		教授		准教授		講師		助教		助手		計			備考
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
教育学部	教育学科	4	1	3			1					7	2	9	教授1名は特定教員
	発達障害学科	3			1							3	1	4	
	幼児教育科		3		1								4	4	
	社会科学科	4		3	1							7	1	8	教授1名は副学長併任
	国文学科	2	2	2								4	2	6	教授1名は特定教員
	英文学科	2	1	2								4	1	5	
	数学科	2		2		2						6		6	
	理学科	4		2	1							6	1	7	教授1名は副学長併任
	体育学科	3		1		2						6		6	
	音楽科	2	1	1	1							3	2	5	
	美術科	2			1		2					2	3	5	
	家政科		3	1			1					1	4	5	
	産業技術科学科	2		3								5		5	教授1名は特定教員
小計(A)		30	11	20	6	4	4					54	21	75	
教職キャリア高度化センター		4	2	2	1							6	3	9	教授3名は教職キャリア高度化センター特任教員
総合教育臨床センター			1			3	1					3	2	5	教授1名は副学長併任
環境教育実践センター		1										1		1	
保健管理センター		1										1		1	
小計(B) (教育学部所属教員とセンター所属教員の計)		36	14	22	7	7	5					65	26	91	
連合教職実践研究科(C) (教育学部所属教員とセンター所属教員を除く教員の計)		5	1	3								8	1	9	教授1名は副学長併任 教授4名は連合教職実践研究科特任教員
合計(B+C)		41	15	25	7	7	5					73	27	100	
上記本務 教員のうち (再掲)	大学院担当者														
	大学院担当の発令がある教員	41	15	24	6	7	5					72	26	98	
	休職者														
	外国人			2								2		2	
副学長併任者		3	1									3	1	4	

	～20代	30代	40代	50代	60代～	計
男		13	18	16	25	72
女		3	9	8	6	26

●大学院担当教員数(※5月1日現在)

学部名又は研究科名		教授		准教授		講師		助教		助手		計			備考
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計	
連合教職実践研究科		46	18	41	7	7	5					94	30	124	
本 学 の 教 員	学校臨床力高度化系	4	1	3								7	1	8	
	うち 実務家教員	3										3		3	
	教科研究開発高度化系	37	14	29	6	7	5					73	25	98	教授3名は特定教員
	うち 実務家教員	4	1	8								12	1	13	
本学計		41	15	32	6	7	5					80	26	106	
本 学 以 外 の 教 員	学校臨床力高度化系	5	1	7	1							12	2	14	
	うち 実務家教員		1	4	1							4	2	6	
	教科研究開発高度化系		2	2								2	2	4	
	うち 実務家教員		2	2								2	2	4	
本学以外計		5	3	9	1							14	4	18	

図表 2 : 所属毎の大学教員数、専任教員数

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

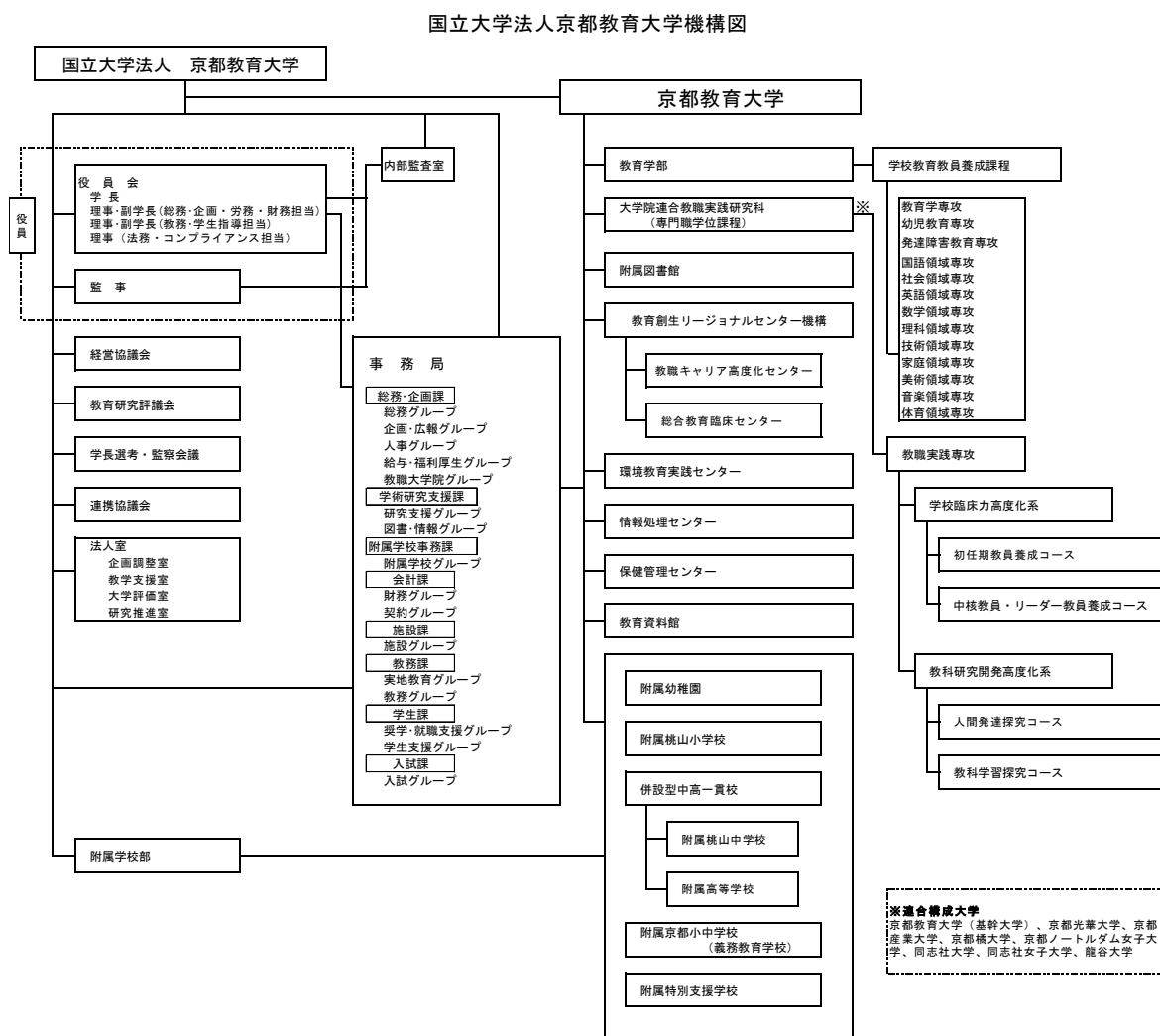
基準 1－3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

【基準に係る状況】

本学の組織運営については、「京都教育大学学則」及び「京都教育大学大学院連合教職実践研究科規則」に加え、「国立大学法人京都教育大学組織運営規則」を定め、国立大学法人法に基づく役員会、教育研究評議会及び経営協議会を置くとともに、役員会の下に企画調整室、教学支援室、大学評価室、及び研究推進室の4つの法人室を設置して、教育研究活動に対して効率的・効果的な運営及び責任体制を構築しており、適切な規模と機能を備えている。

例えば、教育課程や教育方法に関する重要事項については、教学支援室及び専門委員会において企画・立案及び点検・評価を行い、教務委員会において具体的な運営に関する事項を審議し、教授会及び教育研究評議会の審議を経て決定・実施する体制としている。

教育学部教授会、連合教職実践研究科教授会ならびに教育研究評議会は、毎月1回を定例とし、年間予定に基づいて開催している。各法人室及び各種委員会についても定期的に開催し、教育研究活動に係る重要事項の企画・立案、検討及び点検を行っている。



図表 3：国立大学法人京都教育大学機構図（令和 8 年 5 月末現在）

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

【領域 2 内部質保証に関する基準】

基準 2－1 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【基準に係る状況】

本学の教育研究活動等の質及び学生の学修成果の水準を継続的に維持し、向上を図ることを目的とした全学的な内部質保証の体制については、「国立大学法人京都教育大学役員会規程」

「国立大学法人京都教育大学教育研究評議会規程」において規定している。内部質保証の手順等に関しては、「国立大学法人京都教育大学における自己点検評価の実施要領」、「内部質保証の責任体制と手順についての申し合わせ」及び「学外者を含む委員会等における意見等の取り扱い」において、規定している。

教育課程に関して責任を有する質保証の体制については、教育研究上の基本組織である教育学部の「京都教育大学学則」及び大学院連合教職実践研究科の「京都教育大学大学院連合教職実践研究科規則」において規定している。

なお、本学における教育研究上の基本組織の新設や変更等の重要な見直しは、内部質保証体制の中心である役員会において決定することを「役員会規程」に定めている。役員会での当該見直しに係る諸規程改正にあたっては、企画調整室や教育研究評議会での審議を経ることによってその適切性等に関する検証を行う体制としている。

見直しについての具体的な計画策定に関しては、企画調整室における検討のほか、教育研究評議会規程第 11 条に基づき設置される特別の委員会（令和 8 年度現在では「附属学校改組委員会」及び「附属学校長専任化検討 WG」）において検証を行う体制としている。

また、本学の施設及び設備、学生支援ならびに学生の受入に関する質保証については、企画調整室、教学支援室、情報化推進委員会、附属図書館委員会、就職対策委員会、国際交流委員会、学生生活委員会、連合教職実践研究科運営委員会及び入学試験委員会が当たることを、各法人室及び各委員会の規程において定めている。

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

基準 2－2 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【基準に係る状況】

本学では内部質保証の手順に関して、「国立大学法人京都教育大学における自己点検評価の実施要領」、「内部質保証の責任体制と手順についての申し合わせ」により①内部質保証に係る各体制が行う自己点検評価、②関係者からの意見聴取、③それらを踏まえた対応措置についての検討・立案・提案、④機関別内部質保証体制において承認された計画の実施、⑤決定した計画の進捗確認、⑥進捗状況について必要な対処方法決定、という手順を定めている。

また、本学は、「学外者を含む委員会における意見等の取り扱いについて」を定めており、学外者を構成員又は参加者とする委員会等については、「国立大学法人京都教育大学経営協議会」、「国立大学法人京都教育大学連携協議会」、「京都教育大学自己点検評価委員会」、「京都教育大学大学院連合教職実践研究科自己点検評価委員会」、「京都教育大学教職キャリア高度化センター連携事業運営会議」、「京都教育大学広報戦略検討専門委員会」を設けるとともに、「本学卒業者現職教員との懇談会」、「本学卒業の京都府・市の小中学校管理職との集い」、「監事、会計監査人、内部監査室及び役員による意見交換」も開催し、外部の有識者や卒業・修了者の意見を聴取する機会を定期的に設定、実質的な意見交換を行い、教育研究及び大学運営の質的向上を図る体制を整えている。

その他、学生及び卒業・修了者を対象とした「新入生と学長とのランチミーティング」、「学生生活実態調査」、「授業アンケート」、「卒業生・修了生アンケート」、「連合教職実践研究科卒業生アンケート」、「卒業生・修了生フォローアップ調査」及び「学生自治会との懇談」も毎年実施し、当該委員会における審議等の結果をふまえ、必要に応じて役員会等において対応を検討し、その結果を改善活動に反映する手順を定めている。

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

基準 2－3 内部質保証が有効に機能していること

【基準に係る状況】

意見聴取や自己点検・評価の結果については、その都度、役員会、教育研究評議会、当該の課題に関係する法人室及び委員会において確認し、対応措置について検討を行い、必要に応じて具体化して実行している。

これらによる近年の取組事例としては、以下の①～⑦などがある。

- ①数理・データサイエンス・AI 教育に関する教職科目の拡充・必修化
- ②教員免許「情報」課程の認定
- ③現職教員研修用 Web 講義動画コンテンツの充実及び公開
- ④「学びサポート室」を活用した、特別な配慮を必要とする児童・生徒についての学生教育
- ⑤「6 年制教員養成高度化コース」における、学部から大学院までの一貫教育の充実
- ⑥教職員支援機構への積極的なオンライン研修コンテンツの提供
- ⑦各種学内施設・設備の補修

対応措置の結果や進捗状況については、事業期間を踏まえて、事業年度ごとに大学評価室が点検及び評価を行うこととしている。

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

基準 2－4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること。

【基準に係る状況】

教員の質の確保については、教員の採用・昇任の際に、「京都教育大学教員選考基準」及び「大学院連合教職実践研究科担当教員の資格に係わる業績審査基準」に基づき審査を行っている。教員の教育活動、研究活動、管理運営及び社会貢献等の活動に関しては、「大学教員の業績評価に関する規定」及び「大学教員の前年度実績による業績評価の方針」に基づき評価を実施し、結果に基づき教育研究活性化経費として研究費の傾斜配分を行っている。また、授業の内容及び方法の改善を図るため、FD 委員会及び大学院連合教職実践研究科 FD 委員会による研修会や授業研究会を年 2 回以上開催している。

教育研究活動を補助する者の質の確保については、教育課程を展開する上で必要な教務や学生生活支援等を担う職員、教育研究活動の支援等を行う職員、図書館の業務に従事する職員等を教務課、学生課、学術研究支援課に配置し、業務分野に応じた研修会への参加を促し、必要な質の維持・向上を図っている。その他、教育活動の補助を行う指導補助者（TA 等）に対しては、業務説明会や研修会としてのオリエンテーションを実施している。

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

【領域 3 財務運営及び情報の公表に関する基準】

基準 3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【基準に係る状況】

本学の財務諸表等については、法令等に基づき必要な手続きを経て毎年度作成し、大学ウェブサイト等で公表している。

本学の収入は、ウェブサイト等で公表している予算・決算の状況のとおり、運営費交付金、授業料等の自己収入、補助金及び寄附金等の外部資金からなる。このうち授業料収入は、毎年、適正な入学者の確保を行っており、安定した自己収入源となっている。また、本学の目的の達成に必要な教育研究活動を遂行するため、予算を計画的に配分し、経費を適正に執行している。

財務運営等の適切性を確保するため、監事による会計監査及び業務監査を実施し、その結果を監査報告書として学長に報告している。また、監事が教育研究評議会や経営協議会、毎月の拡大役員会にも出席し、意見を述べることができる体制としており、監事が適切な役割を果たしている。拡大役員会は月 1 回開催を定例とし、業務執行状況（中期目標・計画、年度計画等の進捗状況の管理等）について意見交換を実施している。

会計監査人による会計監査についても、法令に基づく財務諸表、事業報告書及び決算報告書等の監査やリスクアプローチによる監査を実施し、その結果を学長に報告している。

また内部監査室では、学長直轄の独立した事務部門と位置づけ（図表 3「機構図」参照）、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、監査を実施している。

さらに、事業年度ごとに監査結果概要報告会（6 月）と監査計画説明会（9 月）を開催し、監事、会計監査人、内部監査室がそれぞれの観点による意見の交換や情報交換を実施している。

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

基準 3－2 大学の教育研究活動に関して、法令等が求める情報公開及び法令遵守に係る取組等が適切であること。

【基準に係る状況】

法令等が求める情報の公開については、学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条、及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 及び 8 に定められた情報をウェブサイトに掲載している。

法令遵守については、事業者としての大学に課される情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理及び動物実験等に係る法令遵守事項への対応体制として、これらの事項に対する責任部署としての委員会を設置するとともに規程等規則を以下のとおり定めている。

情報公開、個人情報保護に関しては、「国立大学法人京都教育大学情報公開・個人情報保護委員会規程」を、公益通報者保護に関しては「国立大学法人京都教育大学公益通報者の保護等に関する規程」を、ハラスメント防止に関しては「国立大学法人京都教育大学ハラスメント防止等に関する規程」をそれぞれ定め、総務・企画課において管理・運営を行っている。

危機管理に関しては、「国立大学法人京都教育大学危機管理規程」を定め、統括危機管理者を学長とした管理体制を整備している。研究活動に係る不正行為及び研究費等の不正使用の防止については、「京都教育大学研究者行動規範」、「国立大学法人京都教育大学研究倫理規程」、「国立大学法人京都教育大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」及び「国立大学法人京都教育大学における公的研究費の適正な取扱いに関する規程」等を定め、学術研究支援課において管理・運営を行っている。

さらに、防火・防災、情報セキュリティ等の面では、危機管理委員会、安全衛生委員会、情報化推進委員会等を設置し、対応マニュアルの作成及び見直し等、不断の取組を実施している。

これらの体制の下、研修・訓練の継続的实施等を通じて、法令遵守の維持・向上に取り組んでいる。

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること。

【基準に係る状況】

校地面積及び校舎面積は、大学設置基準に定める基準面積を十分に満たしており、キャンパスマスタープラン（令和4年度制定）に基づき、研究室、講義室、情報処理教育施設、体育施設等に加え、実験・実習室等の整備を計画的に実施している。また、施設の耐震化・バリアフリー化についても計画的に行っており、さらに、安全・防犯対策も講じている。

大学設置基準第39条に基づき、教員養成学部設置が必要とされる附属学校として、附属幼稚園、附属桃山小学校、併設型中高一貫校（附属桃山中学校、附属高等学校）、附属京都小中学校（義務教育学校）、附属特別支援学校を設置している。

ICT環境の整備等については、情報化推進委員会と情報処理センターが中心に所掌している。一般教室の情報機器、情報処理専門教室の端末機等の機器、情報システムのネットワーク環境等は教育研究活動において有効に活用されている。

本学附属図書館における資料収集は、図書館委員会での方針に基づき適切に行われている。収集された学術資料はOPACにより容易に検索・利用が可能な状態に整備し、学内成果物を学術情報リポジトリとして構築するなど、教育研究に有効に活用されている。

学生の自習室として、全学共通自習室、ピアノ練習室、情報処理センター端末室等を整備し、さらに附属図書館には、ラーニング・コモンズ、自主的に語学学習を行えるように視聴覚教材・機器を備えたグローバル・スクエア、グループ学習室・個人学習室等の多様な学習スペースや、展示室、研修・セミナー室を整備しており、学生の自主的な学修活動に有効に活用されている。

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

基準 4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【基準に係る状況】

学生の生活・進路・健康・各種ハラスメントの相談・助言の体制として「学生相談担当教員」、「学生カウンセリング」、「こころとからだの健康相談」及び「ハラスメント相談窓口」を整備し、学生に周知している。また、指導教員制度を設け、個々の学生の指導・相談・助言にあたっている。

学生の就職支援については、公立学校管理職経験者複数名とキャリアカウンセラーの有資格者を短時間勤務で雇用して教員就職の指導や進路相談を実施するとともに、各種就職支援のセミナーを開催し、学生の進路希望が実現するための取組を実施している。

学生の課外活動の支援については、大学と学生団体との懇談会を毎年行い、クラブ及びサークルのニーズを把握し、各々の活動が円滑に行われるよう必要な支援を行っている。また、秀でた研究活動や課外活動に対する「学生表彰」の制度や、学生の自主的な研究活動を支援する学内助成制度『e-Project@kyokyo』を設け、学生の積極的な活動を奨励している。

留学生に対して、留学生指導教員を配置し、日常の相談は学生課の担当職員が対応している。来日して一年以内の留学生には学生のチューターを配置し、学習・生活・論文作成などについて常に相談ができる体制としている。また、留学生の寄宿舍である国際交流会館にはフェローを配置し生活支援を行っている。

障がいのある学生の修学保障については、「京都教育大学障がい学生の支援に関する要項」及び「京都教育大学障がい学生支援推進室規程」を制定し、障がい学生支援推進室を中心に、教務及び学生支援担当課、指導教員等が連絡調整のうえ、個別に対応し適切な支援を行っている。

学生の奨学支援については、「京都教育大学授業料等免除及び徴収猶予規程」及び「京都教育大学派遣留学生奨学金支給規則」を定めるとともに、本学同窓会からの寄附金を財源とした「教育研究支援基金」の運用による奨学制度を設けており、年間平均約9名に対し支援を行った。同基金の運用については、令和6年度に「京都教育大学教育研究支援基金規則」の一部改正を行い、令和7年度から、租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項及び第3項に規定される要件を満たしていることについての証明を受け、学生への修学支援事業資金として使途を限定して支給する体制を整備した。また、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金等の各種手続を実施し、令和7年度における支給者は教育学部では前期で357名、後期で345名となった。

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

【基準に係る状況】

教育学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）として、「期待する学生像」及び「入学者選抜の方針」を平成 22 年度に決定し、平成 28 年度に 3 ポリシーに一貫性を持たせること等の観点から改定した。また、令和元年度には「入学者選抜の基本方針」を策定している。

「京都教育大学が期待する学生像」として「倫理観と人権意識の大切さを認識し、将来は教師として地域や社会に貢献しようとする情熱と志を持つ人」、「子どもの成長に関わることに喜びを感じ、子どもを理解するために、教職に必要な知識や技能を身につける努力を惜しまない人」、「幅広い分野の知識・技能を持つとともに、志望する専攻領域と関連の深い教科に関して確かな学力や実技能力を有し、課題を深く思考できる人」、「教育の基礎となるさまざまな科学、文化、芸術、スポーツなどに関心を持って、広い視野で思考し、表現しようとする人」、「友人や周りの人たちと協働して学んでいく主体性と協調性を備えている人」の 5 つを掲げ、「入学者選抜の基本方針」とともにウェブサイト公表している。

大学院連合教職実践研究科については、「教職に強い関心を持ち、教育について思考し、学校づくりの一員として将来活躍しようとする」、「実践的な指導や授業を展開する前提となる、基礎的な知識・技能を身につけている」、「自らの置かれた状況を客観的に判断して、周りの人たちと協働して主体的に課題を解決しようとする」、「教師として社会に貢献しようとする責任感と使命感を持ち、教育の場で中核を担い得る」入学者を求めており、ウェブサイト公表している。

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

【基準に係る状況】

本学の入学者選抜においては、教育学部及び連合教職実践研究科それぞれのアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を定め、それに沿った入学者選抜を実施している。

教育学部では一般入試の前期日程と後期日程、学校推薦型選抜入試、学校推薦型選抜入試（地域指定）（出願要件A：京都府北部地域、B：出願要件Aを除く京都府内）を実施している。学校推薦型選抜入試（地域指定）では、将来、教員として志望する校種（小学校）を指定して志願者を募集するなど、学生募集要項に詳細に出願要件を記載している。試験の実施においては、一般入試では教員志望動機書の提出を求めるとともに、専攻ごとにその特性等も考慮して大学入学共通テストと個別学力検査の配点を定め、面接を取り入れる等、教員志望の強い学生を選抜するため、細かな対応を行っている。また、学校推薦型選抜入試では高等学校等から推薦された者を対象として、教員志望動機書の提出を求め、小論文と面接を中心にした選抜を実施して、教員志望の強い者を選抜しようとしている。

大学院連合教職実践研究科では、一般受験者及び連合参加大学特別推薦者を対象にA型入試、現職教員等を対象としたB型入試を実施している。A型入試及びB型入試は教育職員免許法に規定する普通免許の所有等を出願要件とし、試験では面接を実施するなど、入学者受入れの方針に沿った入学者選抜を実施している。

入学者選抜の実施体制として、教育学部においては、副学長（教務・学生指導担当）を委員長とし、教授会から選出された4名の教員で構成する入学試験委員会の下で実施している。

更に、教育学部の入学試験の実施に当たっては、上記入学試験委員会委員5名と各専攻から選出された教員13名、計18名で構成する学部入学試験連絡会議を編成し、各専攻と連携しながら業務に当たる体制としており、実施要項に基づき厳正に入学者選抜を行っている。

大学院連合教職実践研究科における入学者選抜の実施体制としては、大学院連合教職実践研究科運営委員会のもとに、系主任のうちから研究科長が指名した委員長が年間を通して入試全般にわたる実際的な運営に関わり、適正かつ厳正な入試を行っている。

なお、入学者選抜の結果については、教学支援室及び大学院連合教職実践研究科運営委員会で入学者受入れの方針に沿った学生の受入が実際に行われているかを検証し、その結果を踏まえ、学力検査等の科目や配点、募集人員を必要に応じて見直すこととしている。

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【基準に係る状況】

令和 8 年度における入学定員は、教育学部 300 名、大学院連合教職実践研究科 95 名となっている。なお、過去 5 年間（令和 4 年度～令和 8 年度）の入学定員充足率（入学定員に対する実入学者の割合）は次のとおりである。

○教育学部：4 年度 109%、5 年度 110%、6 年度 108%、7 年度 110%、8 年度 108%

○大学院連合教職実践研究科：4 年度 79%、5 年度 88%、6 年度 92%、7 年度 85%、
8 年度 95%

学部では、入学定員を大幅に超える又は大幅に下回ることなく、適正なレベルを確保しており、大学院についても、近年は入学定員充足率の改善がみられ、令和 8 年度には 95%となっている。

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※領域 6 に関して、教育学部については、大学改革支援・学位授与機構の機関別認証評価において認定されている（令和元年 3 月末日）。また、大学院連合教職実践研究科については、教員養成評価機構の教職大学院評価基準に適合していると認定されている（令和 6 年 3 月末日）ことから、令和 7 年度は基準 6-7 及び 6-8 について分析を行った。

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【基準に係る状況】

本学の目的と学位授与方針に照らして、所定の修業年限及び教育課程を修了したものに対し、学位を授与している。

教育学部の卒業認定基準については、学則第 19 条の規定に定めている。教育学部の卒業要件については、授業案内において学生に周知している。卒業のための修得しなければならない最低修得単位数は、全ての専攻において 135 単位としているが、その内訳は、専攻及び免許取得パターンによって異なり、履修案内に掲載する「教育課程表」によって学生に周知している。

卒業の認定については、必修科目の単位修得状況、科目区分ごとに定められた最低修得単位数の充足状況及び総修得単位数を学生毎に記載した判定資料をもとに、教務委員会及び教授会で審議のうえ判定を行っている。

大学院連合教職実践研究科については、大学院連合教職実践研究科規則第 33 条に定められた修業年限において所定の授業科目及び教職専門実習を満了したものに対し、学位を授与している。修了要件については、連合教職実践研究科学生便覧に掲載して学生に周知するとともに、大学ウェブサイトにおいても公表している。

なお、単位認定及び教職修士（専門職）の学位授与に関することについては、大学院連合教職実践研究科運営委員会及び両系教授会にて審議及び判定の手続きを行っている。

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【基準に係る状況】

教育学部における過去 5 年の標準修業年限卒業率は 88.7～93.3%で推移し、標準修業年限×1.5 年以内卒業率では 92.3～96.4%で推移している。

教育学部卒業時の資格取得状況については、令和 7 年度卒業生 307 名に対し、教員免許状取得件数は延べ 879 件（幼稚園：44、小学校：277、中学校：267、高等学校：250、特別支援学校：41）となっている。卒業要件は一校種の教員免許状取得となるが、二校種の教員免許状取得を推奨していることもあり、多くの学生が二校種以上の免許状を取得している。

上記のことより、標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況は、大学の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

近年の教育学部卒業生の就職状況では、令和 3 年度の卒業生 304 名のうち、就職者数は 264 名で、卒業生全体に対する就職率は 86.8%、就職希望者に対する就職率は 98.1%であった。そして進学者は 31 名（進学率 10.2%）であった。その後令和 4 年度はほぼ同程度の就職率、進学率を維持しているが、令和 5 年度は卒業生 294 名のうち、就職者数は 237 名で、卒業生に対する就職率は 80.6%、就職希望者に対する就職率は 97.9%であったが、進学者に関しては 49 名（進学率 16.7%）となり、令和 3 年度と比較すると、約 6.5 ポイント上昇した。

令和 6 年度は卒業生 316 名のうち、就職者数は 259 名で、卒業生に対する就職率は 82%、就職希望者に対する就職率は 98.9%、さらに令和 7 年 3 月は教育学部卒業生 311 名に対して、大学院進学者数（40 名）を除く 271 名中、教員就職者数 269 名であり、教員就職率が 99.3%となるなど、教員への道を希望するほぼ全員が教職に就いた。

以上のことから、就職及び進学の状況は、大学の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

本学では卒業・修了時にアンケートを実施しており、教育学部の令和 6 年度卒業生を対象に実施したアンケートでは、「教育学部の教育が、その教育目的に合致しているか」との質問に対し、98%が「合致している」又は「ある程度合致している」と回答している。また、「在学中に身につけた学力や能力は、入学前の期待に応えるものであったか」との質問に対しては、94%が「期待以上であった」又は「期待通りであった」と回答している。実地教育関係の授業科目については、いずれも 90%以上の学生が「役立った」又は「ある程度役立った」と回答している。そして、全体的な満足度についての「総じて、本学の教育に満足していますか」という質問に対しては、90%以上が「満足」又は「ある程度満足」と回答している。

大学院連合教職実践研究科の令和 6 年度修了生を対象に実施したアンケートでは、「連合教職実践研究科の教育が、その教育目的に合致しているか」との質問に対し、95%以上が「合致している」又は「ある程度合致している」と回答している。また、「在学中に身につけた学力や能力は、入学前の期待に応えるものであったか」との質問に対しては、95%が「期待以上であっ

た」又は「期待通りであった」と回答している。そして、全体的な満足度についての「総じて、本学の教育に満足していますか」という質問に対しては、95%以上が「満足」又は「ある程度満足」と回答している。

令和7年度において、令和4年3月及び9月に卒業した学部生（おもに平成30年4月入学生）を309名のうち、メールアドレスで送信が可能となった242名を対象にIR専門委員会が実施したアンケートでは、「教職活動を進めていく上で、基盤を培うことになった大学／大学院時代の生活上の事柄で重要だったこと」の質問に70%以上が「教育実習で直接幼児・児童・生徒と接した経験」と回答し、次いで「大学/大学院の授業で得た知識・経験」が58.9%であった。

また、地域の教育委員会ならびに公立学校の管理職からの意見聴取では、本学出身者で若手教員（卒業後10年程度まで）の印象として、「教員としての基礎知識は初任者から持っている」、「基礎知識は十分身に付けている」との回答が多数であった。また、「教職に対して全力で取り組む姿勢が見受けられ、質も非常に高く感じる」との発言もあった他、「在学中に経験した実地教育やボランティア活動が、現場に立った際のギャップを埋めているのでは」などの好意的な意見があった。さらに、「教材研究に熱心に取り組み、ICT活用を利用した授業に関しても抵抗を感じない教員が増えてきているのでは」との感想もあり、上記アンケート調査や意見聴取から鑑みて、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。

【判断結果】

上記の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすと判断する。

京都教育大学自己点検・評価における指摘事項等について

大学評価室

基準領域 基準		記述を要する指摘事項
領域 1	1－1	【指摘事項】 なし
	1－2	【指摘事項】 なし 【その他の意見】 教育学部において、教員 1 名あたりの学生数（ST 比）の数値が、前回の自己点検・評価報告書より上昇している。ST 比を大学の強みとして引き続き重視するのであれば、対策について検討することが望ましい。
	1－3	【指摘事項】 なし 【その他の意見】 各委員会において、大学運営に係る審議及び意思決定が円滑に行われるよう、審議事項の内容や必要性に応じた適切な開催頻度を確認することが望まれる。
領域 2	2－1	【指摘事項】 なし
	2－2	【指摘事項】 なし 【その他の意見】 内部質保証の一環として関係者に対するアンケートを実施する場合は、組織的な対応となるよう、担当する委員会等において実施方法や項目、手順等を明文化しておくことが望ましい。また、分析結果についても、必要に応じて学内横断的に共有または一元化することが望まれる。 教職課程の自己点検・評価について、評価項目が類似するものについては、いわゆる「評価疲れ」を避けるためにも、他の評価に組み込むことを今後検討することが望ましい。
	2－3	【指摘事項】 なし 【その他の意見】 内部質保証をより有効に機能させるために、自己点検・評価の手順について改めて検証することが望ましい。
	2－4	【指摘事項】 なし 【その他の意見】 現在、中央教育審議会では検討されている教育職員免許法施行規則の見直しを踏まえ、計画的な人員採用の検討及び推進が望まれる。

領域3	3-1	【指摘事項】なし
	3-2	【指摘事項】なし
領域4	4-1	【指摘事項】なし 【その他の意見】 教育・研究活動の高度化及び業務の効率化を推進するため、学内における ICT 環境については、ネットワーク基盤、情報機器、各種システム及びセキュリティ対策を含め、より一層の整備・充実を図ることが望ましい。特に、利用者の利便性向上及び教育研究環境の質的向上の観点から、ICT 環境の継続的な改善に向けた取組の推進が望まれる。
	4-2	【指摘事項】なし 【その他の意見】 令和7年度から新たに設定した修学支援事業資金について、より一層の活用に向けた方策や計画の推進が望まれる。
領域5	5-1	【指摘事項】なし
	5-2	【指摘事項】なし
	5-3	【指摘事項】 連合教職実践研究科において、令和4年度の改編以降、定員充足に至っていない状況となっている。特に、学校臨床力高度化系の初任期教員養成コースにおいては入学者が減少傾向にあるため、引き続き実態を把握・分析するなどの取り組みが求められる。
領域6	6-7	【指摘事項】なし
	6-8	【指摘事項】なし

京都教育大学自己点検・評価における指摘事項等について

大学評価室

基準領域 基準		記述を要する指摘事項
領域 1	1－1	【指摘事項】 なし
	1－2	【指摘事項】 なし 【その他の意見】 教育学部において、教員 1 名あたりの学生数（ST 比）の数値が、前回の自己点検・評価報告書より上昇している。ST 比を大学の強みとして引き続き重視するのであれば、対策について検討することが望ましい。
	1－3	【指摘事項】 なし 【その他の意見】 各委員会において、大学運営に係る審議及び意思決定が円滑に行われるよう、審議事項の内容や必要性に応じた適切な開催頻度を確認することが望まれる。
領域 2	2－1	【指摘事項】 なし
	2－2	【指摘事項】 なし 【その他の意見】 内部質保証の一環として関係者に対するアンケートを実施する場合は、組織的な対応となるよう、担当する委員会等において実施方法や項目、手順等を明文化しておくことが望ましい。また、分析結果についても、必要に応じて学内横断的に共有または一元化することが望まれる。 教職課程の自己点検・評価について、評価項目が類似するものについては、いわゆる「評価疲れ」を避けるためにも、他の評価に組み込むことを今後検討することが望ましい。
	2－3	【指摘事項】 なし 【その他の意見】 内部質保証をより有効に機能させるために、自己点検・評価の手順について改めて検証することが望ましい。
	2－4	【指摘事項】 なし 【その他の意見】 現在、中央教育審議会では検討されている教育職員免許法施行規則の見直しを踏まえ、計画的な人員採用の検討及び推進が望まれる。

領域3	3－1	【指摘事項】なし
	3－2	【指摘事項】なし
領域4	4－1	【指摘事項】なし 【その他の意見】 教育・研究活動の高度化及び業務の効率化を推進するため、学内における ICT 環境については、ネットワーク基盤、情報機器、各種システム及びセキュリティ対策を含め、より一層の整備・充実を図ることが望ましい。特に、利用者の利便性向上及び教育研究環境の質的向上の観点から、ICT 環境の継続的な改善に向けた取組の推進が望まれる。
	4－2	【指摘事項】なし 【その他の意見】 令和7年度から新たに設定した修学支援事業資金について、より一層の活用に向けた方策や計画の推進が望まれる。
領域5	5－1	【指摘事項】なし
	5－2	【指摘事項】なし
	5－3	【指摘事項】 連合教職実践研究科において、令和4年度の改編以降、定員充足に至っていない状況となっている。特に、学校臨床力高度化系の初任期教員養成コースにおいては入学者が減少傾向にあるため、引き続き実態を把握・分析するなどの取り組みが求められる。
領域6	6－7	【指摘事項】なし
	6－8	【指摘事項】なし